

2020年度奨学生募集要項

一般財団法人バロック村井博之財団
理事長 村井 博之

1. 趣旨

本財団は、日本人学生及び外国人留学生に対して奨学援助を行うことで、ボーダレス化が進展する社会において、自らの手で新しい文化を創造し、積極的に世界へ飛躍することを志す人材を育成することを目的とします。

2. 応募者の資格および条件

資格

- ・日本国内に居住する者で、日本国内の大学、短期大学、専門学校（以下「大学等」という）に2020年度に在学し、日本で学ぶ日本人学生及び外国人留学生である者。
- ・他の給付型奨学金を受給していない者。ただし、返済義務のある奨学金（貸与型奨学金）、奨学金に該当しない用途の支援金等（国の授業料減免制度※や研究助成金、行政による一時交付金等）との併用は可とします。※詳細、別紙参照
- ・本財団が企画する行事（贈呈式等）への参加に協力することが出来る者。
- ・世帯の所得金額は選考基準の一つではありますが、応募に当たって所得による制限はありません。

3. 奨学資金給付期間

2020年4月1日より2021年3月31日までの1年間

外国人交換留学生の場合で、日本の大学等に在籍する期間が上記期間に満たない場合には、日本の大学等に在籍する月分のみを給付期間（1月末満切上）とします。

4. 奨学金給付額

月額3万円（年間36万円）※

※本財団からの奨学金は、返済の必要はありません。

（返還請求事由に該当する場合を除く）

5. 募集定員

30名程度

6. 応募方法

- (1) 申込は、本財団所定の申請用紙に必要事項を記入し、郵送による方法で受け取ります。なお、申請書類は、本財団のホームページからダウンロードできるほか、郵送

での請求も可能です。

(2) 提出された書類は返却いたしません。本財団の個人情報保護方針に従い、適正に処理いたします。

(3) 提出書類（個人情報適切に管理し、選考目的以外で使用しません）

① 申込書 写真付/カラー/6ヶ月以内（指定用紙に日本語で書いてください）

② 誓約書（指定用紙に日本語で書いてください）

③ 小論文

論文課題

以下のいずれかのテーマを選択

・「グローバル社会へ飛躍するために」

～学生として何を学び、どう成長すべきか～

・「持続可能な社会の実現のために」

～日本の産業界は何に取り組むべきか～

指定課題用紙

・学校名、学部、学年、氏名を書いてください。

・フォントは10.5ptで入力し、800文字以上1200文字以内とします。

・指定用紙に日本語で書いてください。

④ 在学証明書（原本）

⑤ 成績証明書※

※ 大学1年生は、卒業高校の調査書（原本）

※ 高等学校卒業程度認定試験合格者は、合格成績証明書（原本）

※ 外国人留学生は、最終校の成績証明書（原本）

※ 日本語・中国語・英語。それ以外の言語の場合は翻訳を添付してください。

⑥ 口座届※

※ 申込書内に所定の記載欄を設けています。

※ 口座番号のわかる通帳口座の写しのご提出をお願いします。

⑦ 住民票の原本（世帯全員がわかるもの。マイナンバーの記載が無いもの）

⑧ 在学学校長等の推薦書（学校長又は指導教授）

⑨ 個人情報の取扱いに関する同意書

7. 申込期間（予定）

2020年4月1日（水）～ 6月15日（月）（当日消印有効）

8. 選考方法

奨学金給付対象者は、本財団の選考委員会において、出願書類による審査を通過し

た者を対象とする面接審査を経て候補者を選考し、本財団理事会において承認の上決定いたします。面接審査は、6月中旬頃を予定しており、面接に必要な交通費は本財団が負担いたします。

9. 結果通知

採否に関わらず、審査結果は2020年7月上旬を目途に、郵送にて通知いたします。但し、審査結果及び審査理由等には一切お答えいたしかねます。

10. 支給方法

2回に分けて、本人名義の金融機関口座へ振り込みます。

初回の奨学金は、7月末までに、2回目は9月末までにそれぞれ6ヶ月分振り込みます。

※本人以外の名義の口座には振り込みができません。

※外国人交換留学生の場合、給付期間中、日本の大学等に在籍する月分の奨学金を給付します。(1月未満切上)

11. 贈呈式

2020年7月頃を予定

※採用者には、事前に通知致します。

※贈呈式の出席は義務付けられています。

※贈呈式に必要な交通費(国内分)は本財団が負担致します。

12. 受領書の提出

奨学金受領後に奨学金受領書を提出願います。

13. 報告および届出事項

(1) 報告

奨学生は成績証明書、生活状況報告書を給付期間終了後、2021年5月末までに理事長宛に提出してください。

(2) 届出事項

休学、転学、退学、長期欠席、停学、留年、その他の処分、氏名・住所等の変更については適時本財団へ報告してください。

14. 奨学金の休止、停止、打ち切り

下記の事由に該当したときは、奨学金の休止、停止、打ち切りを求めることがあります。

(1) 奨学金の申請書に虚偽の記載があった場合

(2) 奨学生が奨学金の受給中に、休学、停学、留年及び退学した場合

(3) 奨学生が本財団に対し指定された書類を提出しない場合

- (4) 本財団の信用を害した場合
- (5) その他奨学金給付規程第2条に規定する奨学生としての資格を失った場合
- (6) 前各号の他、奨学生として適当でない事実があった場合

15. 奨学金の返還請求

奨学金の休止、停止、打切りを決定した事案について特に悪質と認められる場合で、下記の事情のいずれかがある場合、理事長は選考委員会の決議を経て、支給した奨学金の一部または全部の返還を求めることがあります。

- (1) 申請書に虚偽の記載があり、かつ、当該虚偽記載が悪質である場合
- (2) 奨学生が留年または退学し、かつ、就学の態度が誠実でない場合
- (3) 奨学生の就学状況が著しく不良であり、かつ、その原因が奨学生に起因する場合
- (4) 奨学生が本規定のいずれかの条項に違反し、かつ、改善の要請にも拘わらず、改善されない場合
- (5) 犯罪、反社会的行為その他社会的な信用を失墜する行為を行った場合
- (6) 前各号の他、本財団の奨学金の趣旨に著しく反する場合

16. 辞退

奨学金の受給は、原則として、辞退できません。ただし、奨学金を必要としない事由が生じた場合又は奨学金の資格要件に概要しなくなった場合には、所定の届出書に推薦した学校長又は指導教授が署名、捺印したものを本財団事務局に届け出ることによって奨学金の受給を辞退することができます。

17. 個人情報の取扱い

- (1) 本財団が、応募書類から得た応募者の個人情報は、奨学金給付対象者の選考、審査結果の本人への通知など、選考業務に限定して使用いたします。
- (2) 奨学金給付対象者の実績人数は、本財団のホームページに掲載するほか、内閣府へ報告いたします。

18. 注意事項

この要項に記載してある事項につき不明の箇所、又はこれ以外で疑問があれば、一般財団法人バロック村井博之財団事務局までお問い合わせください。

19. 申請書類提出先・連絡先

一般財団法人バロック村井博之財団 事務局

〒153-0042 東京都目黒区青葉台4丁目7番7号 住友不動産青葉台ヒルズ 11F

Mail : info@baroque-murai. or. jp

Web : baroque-murai. or. jp

※「奨学生応募書類在中」と明記ください。

※書類の不足があった場合は、いかなる理由であれ受理いたしません。

※お送りいただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。